

平成22年9月24日

公式ホームページ・ブログの作成と公開に関する運用規定

住田町立有住中学校

1. 規定する範囲

本運用規定は、住田町立有住中学校（以下本校）で作成され、Web上で配信される文字、文章、写真、画像、音声、動画等の電子データを作成・公開する際の手続きや運用などを規定するものとする。なお、本運用規定は住田町立有住中学校情報セキュリティ要綱に基づき、遵守すべき行為及び判断等の基準を定める。

2. ねらい

本運用規定は、本校における公式ホームページ・ブログを利用した教育活動公開に関して、生徒及び学校関係者の個人情報を守り、適正に運用する観点から必要な事項を定めるものとする。

3. 公式ホームページ・ブログの管理者・運用担当者

(1) 公式ホームページ・ブログの管理者（以下管理者）は学校長、副管理者を副校長とする。

(2) 管理者は、公式ホームページ・ブログの管理運用及びセキュリティ対策を統括する。

(3) 管理者は、公式ホームページ・ブログの適正な運営に関して必要な事項を検討・確認し、職員への周知徹底に努める。

(4) 管理者は、公式ホームページ・ブログの運用担当者（以下運用担当者）を選任し、公式ホームページ・ブログの適正な運営にあたらせる。運用担当者は、原則として教職員より1名を選抜し担当者とする。（将来的には生徒も運用担当出来る事を目標とする。）

(5) 副管理者は、管理者の指示によりユーザの管理および必要な研修の実施を補佐する。

(6) 本運用規定に問題が生じた場合、管理者は速やかに修正を行い、職員への周知徹底を図る。

(7) 公式ホームページ・ブログの公開にあたっては、その内容について管理者および副管理者が公開の可否の判断を下す。

(8) 運用担当者は、公式ホームページ・ブログへの不正侵入や改ざんに対して、早期発見及び迅速かつ適切な対応を行う。

4. 公式ホームページ・ブログの作成と公開の目的

(1) 本校の経営方針や特色、教育活動等について広く一般に紹介する。

(2) 本校生徒の学習成果や活動を保護者ならびに地域に公開し、活動への理解と協力

を得て、開かれた学校を実現するために活用する。

(3) 学校の歴史、学習活動や学校行事における成果を蓄積し、アーカイブとしての機能を果たす。

(4) その他、研究会案内や広報等、情報公開の手段の一つとして利用する。

5. 禁止事項

(1) 4の目的からはずれたページは登録を禁止する。

(2) 生徒、学校職員（以下教職員）が個人的に作成したページは登録を禁止する。

(3) 生徒が、教職員の指導を受けずに作成したページは登録を禁止する。

(4) 公務員の守秘義務違反や信用失墜行為となる以下の内容を教職員が登録することは禁止する。

- ・ 第三者を誹謗中傷したり、第三者に不利益などをもたらすもの
- ・ 犯罪行為に結びつくおそれがあるもの
- ・ 法律などに違反するもの、公共の福祉に反するもの及び教育上不適切なもの
- ・ 営利を目的としたもの

(5) 4の目的からはずれたリンクをはることを禁止する。

6. 公式ホームページ・ブログの作成

(1) 生徒が授業等で公式ホームページを作成する場合は、教職員の指導のもとで行う。その際、教職員は著作権などの知的所有権の侵害や他人への誹謗や中傷、個人情報の掲載等がなされないように十分に配慮し、指導する。

(2) 公式ブログを作成するのは教職員とし、生徒は作成しない。その際、教職員は著作権などの知的所有権の侵害や他人への誹謗や中傷、個人情報の掲載等がなされないように十分に配慮する。

(3) 教職員が公式ホームページ・ブログを作成する場合は、本運用規定に沿って行う。

(4) 個人情報の掲載については以下の項に従う。

・ 生徒の氏名は原則として掲載しない。ただし、掲載する場合は、生徒本人及び保護者の了解を得た上で行う。

・ 生徒の写真は、個人が特定できないように配慮する。ただし、学校行事や生徒の作品など、活動成果の紹介その他教育活動を進める上で個人が特定できる個人情報を掲載する必要があると学校長が認めたときには、掲載することができる。

・ 生徒その他の個人情報は一切掲載しない。

7. 公式ホームページ・ブログの公開

(1) 公式ホームページ・ブログに生徒の意見・作品等を掲載する場合、教職員は生徒本人及び保護者の許可を得た上で公開する。

(2) 新規のページ公開や記事の投稿に当たっては、管理者の許諾を必要とする。

8. 日常の管理及び非常時の対応

(1) 日常の管理は、運用担当者が行う。

(2) 本運用規定に沿わない公開データが発見される等の問題が発生した場合は、発見者は直ちに管理者に伝える。管理者は、管理者の責任において、運用担当者に当該データの複写をとらせ削除を命ずる等の適切な対応を速やかにとり、再発防止の手だてを講じる。

9. 運用規定の明示

本運用規定は、公式ホームページ上に明示するものとする。